

欧州連合
商標に関する加盟国の法律を近接させるための
2015年12月16日付け欧州議会及び欧州理事会指令(EU)2015/2436
2016年1月13日施行

目次

前文

第1章 総則

第1条 範囲

第2条 定義

第2章 商標に関する実体法

第1節 商標を構成することができる標章

第3条 商標を構成することができる標章

第2節 拒絶又は無効の理由

第4条 拒絶又は無効の絶対的理由

第5条 拒絶又は無効の相対的理由

第6条 商標の無効又は取消の事後的確定

第7条 商品又はサービスの一部のみに関する拒絶又は無効の理由

第8条 登録商標の無効宣言を排除する先の商標の識別性又は周知性の欠如

第9条 黙諾のための無効宣言の排斥

第3節 付与された権利及び限定

第10条 商標により付与される権利

第11条 包装又は他の手段の使用に関する準備行為を禁止する権利

第12条 辞書における商標の複製

第13条 代理人又は代表者の名義により登録された商標の使用の禁止

第14条 商標の効果の限定

第15条 商標により付与された権利の消尽

第16条 商標の使用

第17条 侵害手続における抗弁としての不使用

第18条 侵害手続における抗弁としての後の登録商標所有者の参加権

第4節 商標権の取消

第19条 取消の理由としての真正な使用の欠如

第20条 取消理由としての普通名称又は誤認させる表示になった商標

第21条 商品又はサービスの一部のみに関する取消

第5節 財産権の対象としての商標

- 第22条 登録商標の移転
- 第23条 物権
- 第24条 差押
- 第25条 ライセンス
- 第26条 財産権の対象としての商標の出願

第6節 保証又は証明商標及び団体商標

- 第27条 定義
- 第28条 保証又は証明商標
- 第29条 団体商標
- 第30条 団体商標の使用に係る規約
- 第31条 出願の拒絶
- 第32条 団体商標の使用
- 第33条 団体商標の使用規約の改正
- 第34条 侵害手続を提起する権限を有する者
- 第35条 取消の追加理由
- 第36条 無効の追加理由

第3章 手続

第1節 出願及び登録

- 第37条 出願要件
- 第38条 出願日
- 第39条 商品及びサービスの指定と分類
- 第40条 第三者による所見
- 第41条 出願及び登録の分割
- 第42条 分類手数料

第2節 異議申立、取消及び無効手続

- 第43条 異議申立手続
- 第44条 異議申立手続における抗弁としての不使用
- 第45条 取消又は無効宣言の手続
- 第46条 無効宣言を求める手続における抗弁としての不使用
- 第47条 取消及び無効の結果

第3節 登録の期間及び更新

- 第48条 登録期間
- 第49条 更新

第4節 庁との通信

第50条 庁との通信

第4章 管理協力

第51条 商標登録及び管理における協力

第52条 他の分野での協力

第5章 最終規定

第53条 情報保護

第54条 転置

第55条 廃止

第56条 施行

第57条 宛先

前文

欧州連合の欧州議会及び理事会は、
欧州連合の機能に関する条約、特にその第 114 条(1)を顧慮し、
欧州委員会からの提案を顧慮し、
法案の各国議会への送達後に、
欧州経済社会委員会の意見を顧慮し、
通常の立法手続に従って行動し、
以下の事実に鑑みて、本指令を採択した。

(1) 欧州議会及び理事会指令 2008/95/EC に対していくつかの改正がなされるべきである。明瞭性のため、当該指令は書き直されるべきである。

(2) 指令 2008/95/EC は、欧州連合における商品の自由な移動とサービスを提供する自由を阻害することにより域内市場の機能に最も直接的に影響を与えると採択時にみなされた実体商標法の中心規定を調和させてきた。

(3) 加盟国における商標保護は、理事会規則(EC)No. 207/2009 に規定するように統一を目指す性格のもので連合全域で有効な欧州連合商標(「EU 商標」)を通じての連合レベルで利用可能な保護と共存する。国内及び連合レベルの商標制度の共存と均衡が、知的財産権保護に対する連合の取組の要衝を構成する。

(4) 欧州工業所有権戦略に関する 2008 年 7 月 16 日の委員会通信に続いて、委員会は、連合及び国内レベル並びにその両者間の相互関係に係る全欧州における商標制度の包括的機能の総合的評価を行った。

(5) 理事会は、欧州連合における商標制度の将来の改正に関する 2010 年 5 月 25 日の結論において、規則(EC)No. 207/2009 及び指令 2008/95/EC の改正について提案するよう委員会に求めた。当該指令の改正に、同指令を規則(EC)No. 207/2009 と更に適合させる措置を含ませ、これにより欧州全体における商標制度内の不整合の分野を削減する一方で、国内商標保護を出願人にとって魅力的な選択肢として維持しようとするものである。この環境で、欧州連合商標制度と国内商標制度の補完関係を確保しようとするものである。

(6) 委員会は、迅速性、品質がより高度で、能率性が一段と高い商標登録制度であり、かつ、一層適合性があり、使用者に有利で、公衆にとって受け入れられやすく技術的に最新のものを求める利害関係者からの増大した要請に応えるためには、連合全体における商標制度を現代化しインターネット時代に適応させる必要がある旨、「知的財産権のための単一市場」と題する 2011 年 5 月 24 日の通信において結論した。

(7) 本指令の目的のための諮問と評価が、国内法についての以前の部分的調和に拘らず、更に調和があれば競争性と成長に対して積極的な影響が得られる筈である分野が残っていることを明らかにしている。

(8) 欧州企業特に中小企業の成長と競争力の利益になるように、十全に機能する域内市場を育成し創造し、かつ、連合における商標の取得と保護を促進する目的に資するために、指令 2008/95/EC によって達成された限定範囲の近接化を越え、かつ、規則(EC)No. 207/2009 に従っての登録により保護された商標を管轄する実体商標法の他の局面への近接化を拡大することが必要である。

(9) 連合全域での商標登録の取得と管理をより容易にする目的で、実体法の規定のみでなく手続規則をも近接させることが必須である。従って、加盟国における商標登録の分野及び欧

州連合商標制度における主要手続規則を同調させなければならない。国内法に基づく手続については一般原則を規定し、より具体的な規則を制定することは加盟国の自由に任せることで十分である。

(10) 登録商標がすべての加盟国の法律制度に基づいて同一の保護を享受することを確保することが必須である。連合において著名な EU 商標に付与される広範な保護と調和させて、関係加盟国において著名なすべての登録商標に対して国内レベルにおいても広範な保護が付与されなければならない。

(11) 本指令は、使用を通じて取得された商標を保護することを継続する権利を加盟国から奪ってはならないが、登録によって取得された商標との関係においてのみそれらを考慮すべきである。

(12) 法律のこの近接化目的の達成には、登録商標を取得し、かつ、所有を継続する条件が原則的に全加盟国において同一であるべきことを必要とする。

(13) この目的で、商標を構成することができる標章の例を列挙する必要があるが、当該標章が或る事業体の商品又はサービスを他の事業体のそれらから識別することができるものであることを条件とする。商標登録制度の目的を達するために、即ち法的確実性及び健全管理を確保するためには、明確、正確、自己充足的、入手容易、理解容易、永続的で、かつ、客観的な方法で標章を表現することができることを要件とすることも必須である。従って、その目的のために表現が十分な保障を提供する限り、標章は一般的に利用可能な技術を使用する何らかの適切な様式において、即ち必ずしも写実的図形による方法でなくとも表示することを許される。

(14) 更に、識別性の欠如を含む商標自体に関する又は商標と先の権利の間の抵触に関する拒絶又は無効の理由は、たとえそれらの理由の一部は加盟国についての選択肢として列挙されており、それ故、その国の法制においてこれらの理由を維持又は導入することができるべきものであっても、余すところなく列挙されなければならない。

(15) 連合法令及び国内法により地理的表示に付与される保護のレベルが連合全域での拒絶の絶対的及び相対的理由の審査において統一的、かつ、余すところない方法で適用されることを確保するために、本指令は、地理的表示に関して規則(EC)No. 207/2009 に含まれるものと同一の規定を含むべきである。更に、絶対的理由の範囲がぶどう酒及び伝統的特産物保証についての保護された伝統的用語をも包含するように拡大されることを確保することが適切である。

(16) 登録商標によって付与された保護であって、その機能が特に原産地表示として商標を保証するものは、標章及び対応する記号と商品又はサービスとの間に同一性がある場合には絶対的なものとすべきである。当該保護は、標章及び記号と商品又はサービスとの間の類似性の場合にも適用すべきである。混同の虞に関しては類似性の概念の解釈を与えることが不可欠である。その評価が多数の要素に依拠する混同の虞、特に市場での商標の認識、使用された若しくは登録された標章との間で生じ得る連想、商標と標章との間及び特定の商品又はサービス間の類似性の程度に依拠する混同の虞は、当該保護の具体的な条件を構成すべきである。混同の虞を確定することができる方法及び特にそれに関する立証責任は、本指令により害さるべきでない国内手続規則の事項とすべきである。

(17) 登録された先の商標が後に登録された商標に対して優先する優先権の原則との法的確実性及び全面的適合性を確保するために、商標によって付与される権利の行使は商標の出願

日又は優先日より先に取得された所有者の権利を害してはならないことを規定することが必要である。そのような取組は、1994年4月15日の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)第16条(1)に従うものである。

(18) 侵害している標章又は記号が商品又はサービスを識別する目的のために業として使用されていることの認定がある場合に限り商標の侵害を確定することができる旨を規定することが適正である。

商品又はサービスを識別するため以外の目的のための標章の使用は、国内法の規定に従う。

(19) 商標侵害の概念は、商号又は類似の呼称としての標章の使用も、当該使用が商品又はサービスを識別する目的のためになされる限り、含むべきである。

(20) 特定の連合法令との法的確実性及び全面的適合性を確保するために、商標の所有者は、第三者が比較広告で標章を使用することを、当該比較広告が欧州議会及び理事会の指令2006/114/ECに違反する場合は、禁止する権限を有するべきことを規定することが適正である。

(21) 商標保護を強化し、より効果的に模倣と戦うために、かつ、世界貿易機関(WTO)体制に基づく加盟国の国際的責任に則し、特に通過の自由に関する関税及び貿易に関する一般協定第5条並びにジェネリック医薬品についての2001年11月14日ドーハWTO閣僚会議によって採択された「TRIPS協定及び公衆衛生に関する宣言」に則して、商標所有者は、当該商品が第三国から来るものであって当該商品に関して登録されている商標と同一又は実質的に同一の商標を許可なく付す場合に、商標が自由な普及のために解放されることなく登録されている当該加盟国に第三者が商品を業として持ち込むことを防止する権限を有するべきである。

(22) この趣旨で、当該商品が関係加盟国の市場に出されることを意図されていない場合にも、商標所有者が侵害商品の入国及びすべての税関状態(特に通過、積替え、倉庫保管、保税地域、一時所持、再輸出加工、仮陸揚を含めて)へのその配置を防止することが認められるべきである。税関管理の遂行において、税関当局は、欧州議会及び理事会規則(EU)No.608/2013に規定の権限及び手続を、権利所有者の請求によっても、利用すべきである。特に税関当局は、関連管理をリスク分析基準を基礎として行うべきである。

(23) 適法な商品における取引の自由な流れを妨害することを避ける必要性と商標権の効果的な執行を確保する必要とを調和させるために、商標所有者の権限は、登録商標が侵害されたか否かに関する実体的決定をする権限を有する司法又は他の当局に提起された後にする手続中に、申立人又は商品の所有者が、登録商標所有者が商品の最終仕向地における市販を禁ずる権限を有さないことを証明することができる場合は失効すべきである。

(24) 規則(EU)No.608/2013第28条は、特に問題の商品が知的所有権を侵害しないことが後に認められる場合は、権利所有者は商品所有者に対して損害賠償の責任を負う旨を規定する。

(25) ジェネリック医薬品の円滑な通過を確保するために適切な措置が取られなければならない。薬剤における活性物質の世界的に認められた一般名称としての国際一般名(INN: International Non-proprietary Names)に関しては、商標権の効果に対する既存の限定事項を適正に考慮することがきわめて重要である。従って、商標所有者は商標が登録されている加盟国であって、医薬品における活性成分についてのINNと商標の間の類似性により自由な普及が解放されていない当該国に第三者が商品を持ち込むことを妨げる権利を有すべきでない。

(26) 登録商標の所有者がより効果的に模倣と戦うことができるようにするために、それら

所有者は侵害商標の商品への貼付及び当該貼付前になされる一定の準備行為を禁ずる権限を有すべきである。

(27) 商標によって付与された排他的権利は、公正に使用されており従って商工事項における誠実な慣行に則しての標章又は表示の第三者による使用を禁止する権限を所有者に与えるものではない。商号が後の商標に対して通常は無制限の保護を付与される背景に対して、商号と商標に平等な条件を創出するために、当該使用には、第三者の個人名称の使用のみが含まれるとみなされるべきである。更に当該使用には説明的な又は識別性のない標章又は表示一般の使用を認めるべきである。更に、所有者は、商品又はサービスを所有者のものとして表示又は言及するための標章の公正で誠実な使用を妨げる権限を与えられるべきではない。連合において商標所有者によって又はその承諾によって最初に販売された本物の商品の再販売に消費者の注意を引くための第三者による商標の使用は、それが同時に商工事項における誠実な慣行に則す限り公正とみなされなければならない。芸術表現のための第三者による商標の使用は、それが同時に商工事項における誠実な慣行に則す限り公正とみなされなければならない。更に、本指令は、基本的権利及び諸自由、特に表現の自由の完全な尊重を確保する方法で適用されなければならない。

(28) 商品の自由な移動の原則から、商標所有者は連合において商標に基づいて自己又は自己の承諾によって普及に供された商品の第三者による使用を禁止する権限を有すべきでない。ただし、所有者が商品の更なる市場化に異議申立する適法な理由を有する場合はその限りでない。

(29) 法的確実性の理由により、先の商標権者が、かなりの長期間に亘り後の商標の使用を知っていた場合は、先の商標権者としての利益を害することなく、先の商標権者は、もはや後の商標の無効を請求することができず、また後の商標の使用の差止めを申し立てることができない旨を規定することが重要である。ただし、後の商標出願が不正でなされた場合はその限りでない。

(30) 法的確実性を確保し適法に取得された商標権を守るために、先の商標に対して後の商標が権利行使することができない原則を害することなく、後の商標が、先の商標が例えば使用を通じての識別性をまだ取得していないとの理由で無効又は取消を宣言されるべき時に取得された場合又は例えば、先の商標がまだ周知性を得ていなかったときに必要な条件が適用されていないとの理由で先の商標が後の商標に対して権利行使することができなかった場合は、先の商標の所有者は後の商標の拒絶若しくは無効の取得又は異議申立する権限を与えられるべきでない旨を規定することが適正、かつ、必要である。

(31) 商標はそれらが市場で実際に使用されてはじめて、商品又はサービスを識別し消費者が情報に基づく選択をするのを可能にする目的を満たす。使用の要件はまた、連合で登録され保護される商標の総数、従ってそれらの間で生じる事件の数を減らすためにも必要である。それ故に登録商標がその登録対象である商品又はサービスとの関連で実際に使用されることを求めることが必要であり、登録手続の完了日後5年以内に登録対象である商品又はサービスとの関連で使用されない場合は、取消されるべきである。

(32) 従って、登録商標は実際に使用されている場合に限り保護されるべきであり、登録された先の商標は当該所有者が自己の標章を真正な使用に付していない場合は、後の商標に対して異議申立する又は無効にすることを所有者に可能にすべきでない。更に、申立の結果、先の商標を取消す、又は手続が後の権利に対して提起された場合、後の権利が取得されたとき

に先の商標を取消すことができた筈であることが確定された場合は、加盟国は商標が侵害手続において首尾よく援用することはできない旨を規定すべきである。

(33) 国内商標又は加盟国で効力を有する国際取極に基づいて登録された商標の先順位が EU 商標についてクレームされ、その先順位クレームの基礎を提供する商標がその後放棄された又は失効に委ねられた場合であっても当該商標の有効性はなおも争うことができる旨を規定することが適正である。当該争いは、その商標が登録簿から抹消されたときにその商標が無効を宣言され又は取消され得た筈である状況に限定されるべきである。

(34) 首尾一貫性の理由及び連合における商標の商業利用の促進のために、財産権の対象としての商標に適用される規則は EU 商標のために既に存在する規則に適用される程度と調和されなければならない。譲渡及び移転、ライセンス許諾、対物権並びに財産差押を含まなければならない。

(35) 団体商標は、特定の共通性を有する商品又はサービスを促進するために有用な手段となっている。従って、国内団体商標を欧州連合団体商標に適用される規則と類似する規則の適用対象にすることが適切である。

(36) 商標保護へのアクセスを改善し容易に法的確実性と予測性を高めるために、加盟国における商標の登録手続は効率的で透明でなければならない EU 商標に適用されるものと類似の規則に従うべきである。

(37) 商標権の範囲に関する法的確実性を確保し商標保護へのアクセスを容易にするために、商標出願に係る商品及びサービスの指定と分類は、すべての加盟国において同一の規則に従うべきであり EU 商標に適用されるものと調和するものでなければならない。

管轄当局及び事業者が出願のみを基礎として商標保護の求められる程度を決定するために、商品及びサービスの指定は十分に明瞭、かつ、正確でなければならない。一般用語の使用は、用語の文字通りの意味によって明瞭に包含される商品及びサービスのみを含むものと解釈されなければならない。明確性と法的確実性のために、加盟国の中央工業所有権庁及びベネルクス知的所有権庁は、商品及びサービスの分類に関して互いに協力して相互の管理実務を反映する一覧を編集するよう努めなければならない。

(38) 効果的な商標保護を確保するために、加盟国は、少なくとも先の商標権の所有者及び関連法に基づいて保護された原産地名称又は地理的表示から生じる権利を行使することを許可された者に商標出願の登録に異議申立することを認めて、効率的な管理上の異議申立手続を利用可能にしなければならない。更に商標を取り消し又は無効宣言する効率的な手段を提供するために、加盟国は本指令の施行後、7 年の転置期間以内の取消又は無効宣言の管理手続を規定しなければならない。

(39) 加盟国の中央工業所有権庁及びベネルクス知的所有権庁が相互に並びに欧州連合知的所有権庁との間で、商標登録並びに相談及びサーチ目的の共通の又は連携したデータベース及びポータルへの創出及び最新化などの実務と道具の収束を促進するための管理のすべての分野で協力することが望ましい。加盟国は、それら諸庁が連合における商標の保護に関連するそれらの活動のすべての他の分野で互いに及び欧州連合知的所有権庁との間で協力することを更に確保すべきである。

(40) 本指令は、加盟国の商標法以外の法律の規定、例えば不正競争、民事責任又は消費者保護の規定の商標への適用を除いてはならない。

(41) 加盟国は、工業所有権の保護に関するパリ条約及び TRIPS 協定によって拘束される。

本指令が、当該条約と当該協定と全面的に適合することが必要である。当該条約及び当該協定から生じる加盟国の責任は、本指令によって害されてはならない。該当する場合、欧州連合の機能に関する条約第 351 条第 2 項が適用される。

(42) 本指令の目的、即ち成長と競争力の利益になるように十全に機能する域内市場を育成し創造し、かつ、連合における商標の登録、管理及び保護を容易にすることは、加盟国によって十分に達成することはできず、むしろその規模と効果の理由によって、連合レベルでよりよく達成できるもの故に、連合は、欧州連合条約第 5 条に規定の補完性の原則に従って施策を採択することができる。同条に規定の比例の原則に従って、本指令は当該諸目的を達成するために必要なものを超えることはない。

(43) 欧州議会及び理事会の指令 95/46/EC は、本指令の文脈において加盟国で行われる個人情報処理の処理を管轄する。

(44) 欧州情報保護監督官が欧州議会及び理事会の規則(EC)No. 45/2001 第 28 条に従って諮問を受け 2013 年 7 月 11 日に所見を提出した。

(45) 本指令を国内法に転置する責任は、先の指令と比べて実体的な改正を表す諸規定に限られなければならない。変更されない規定を転置する責任は先の指令に基づいて生じる。

(46) 本指令は、指令 2008/95/EC の付表 I, B 部に規定する理事会指令 89/104/EEC の国内法への転置の期限に関する指令 2008/95/EC に基づく加盟国の責任を害さない。

上述を以って、本指令を採択した。

第1章 総則

第1条 範囲

本指令は、商品又はサービスに関する各商標であつて、個別商標、保証若しくは証明商標又は団体商標としての加盟国における登録若しくは登録出願の対象、ベネルクス知的所有権庁における登録若しくは登録出願又は加盟国で効力を有する国際登録の対象に適用する。

第2条 定義

本指令の適用上、次の定義が適用される。

- (a) 「庁」は、商標登録を委ねられている加盟国の中央工業所有権庁又はベネルクス知的所有権庁を意味する。
- (b) 「登録簿」は、庁によって維持される商標の登録簿を意味する。

第2章 商標に関する実体法

第1節 商標を構成することができる標章

第3条 商標を構成することができる標章

商標は、標章、特に個人名称を含む語句又は意匠、文字、数字、色彩、商品若しくは商品の包装の形状又は音声で構成することができる。ただし、当該標章が次のことができることを条件とする。

- (a) ある事業体の商品又はサービスを他の事業体から識別すること、及び
- (b) 所有者に付与される保護の明瞭、かつ、正確な内容を管轄当局及び公衆が把握することを可能にする方法で登録簿に表示されること。

第2節 拒絶又は無効の理由

第4条 拒絶又は無効の絶対的理由

- (1) 次のものは、登録されず、又は登録された場合でも無効と宣言される。
 - (a) 商標を構成し得ない標章
 - (b) 商標であって、識別性を欠くもの
 - (c) 商標であって、取引上、商品又はサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地又は商品の生産時期若しくはサービスの提供時期又は商品又はサービスのその他の特徴を指定するために使用する標章又は表示のみで構成されるもの
 - (d) 商標であって、現行言語において又は取引の公正で、かつ、確立した実務において慣用されている標章又は表示のみで構成されるもの
 - (e) 専ら次のものから構成される標章
 - (i) 商品自体の性質から生じる形状又は他の特徴
 - (ii) 技術的成果を取得するために必要な商品の形状又は他の特徴
 - (iii) 商品に実質的な価値を与える形状又は他の特徴
 - (f) 商標であって、公の秩序又は容認された道徳の原則に反するもの
 - (g) 商標であって、例えば、商品若しくはサービスの性質、品質又は原産地について公衆を欺瞞するような性質のもの
 - (h) 商標であって、権限ある当局により認可されておらず、パリ条約第6条の3により拒絶され又は無効とされるべきもの
 - (i) 商標であって、原産地名称及び地理的表示の保護を規定する連合法制若しくは関係加盟国の国内法に従い、又は連合若しくは関係加盟国が加盟国である国際協定に従い、登録から排除されるもの
 - (j) 商標であって、ぶどう酒の伝統的用語を規定する連合法令又は連合が加盟国である国際協定に従い登録から排除されるもの
 - (k) 商標であって、伝統的特産品保証を規定する連合法令又は連合が加盟国である国際協定に従い登録から排除されるもの
- (1) 商標であって、植物品種権保護を規定する連合法令若しくは関係加盟国の国内法に従い、又は連合若しくは関係加盟国が加盟国である国際協定に従い登録されている先の植物品種名

称から構成される又はそれらの本質的要素において複製するものであって同一の又は密接に関連する種に関するもの

(2) 商標は、商標登録の出願が出願人によって不正でなされた場合は、無効宣言される。加盟国はまた当該商標が登録されるべきでないとして規定することができる。

(3) 如何なる加盟国も、次の場合に限り、商標は登録されない旨又は登録された場合でも無効と宣言される旨を規定することができる。

(a) 商標の使用が関係加盟国又は連合の商標法以外の法律の規定により禁止することができる場合

(b) 商標が高度の象徴的価値を有する標章、特に、宗教的象徴を含む場合

(c) 商標がパリ条約第6条の3に記載された以外の記章、紋章及び楕形紋であって公益を有するものを含む場合。ただし、権限を有する当局のそれらの登録に対する同意が加盟国の法令に従い与えられている場合は、この限りでない。

(4) 商標は、登録出願日前で、その使用によって識別性を取得した場合は、(1)(b)、(c)又は(d)に従い登録を拒絶されることはない。商標は、無効宣言の申請日前で、その使用によって識別性を取得した場合は、同じ理由で無効宣言されることはない。

(5) 如何なる加盟国も、登録出願日後であるが登録日前に識別性が取得された場合にも(4)が適用される旨を規定することができる。

第5条 拒絶又は無効の相対的理由

(1) 次の場合は、商標は登録されず、又は登録された場合でも、無効と宣言される。

(a) それが先の商標と同一であり、かつ、当該商標の出願又は登録対象である商品又はサービスが先の商標の保護の対象である商品又はサービスと同一である場合

(b) 先の商標と同一又は類似及び当該商標の対象である商品又はサービスと同一又は類似を理由として、公衆に混同の虞が存在する場合。混同の虞には先の商標の出所の連想の虞を含む。

(2) (1)の意味における「先の商標」とは、次のものを意味する。

(a) 当該商標の登録出願日より先の登録出願日を有する次の種類の商標であって、該当する場合は、それら商標に関して主張された優先権を考慮したもの

(i) EU商標

(ii) 加盟国において又はベルギー、ルクセンブルグ若しくはオランダの場合はベネルクス知的所有権庁において登録された商標

(iii) 関係する加盟国において効力を有する国際取極に基づいて登録された商標

(b) 規則(EC)No. 207/2009に従い、(a)(ii)及び(iii)にいう商標について、この後者の商標が放棄され又は消滅に委ねられたときであっても、その先順位を有効に主張するEU商標

(c) (a)及び(b)にいう商標について、それらの登録を条件とする出願

(d) 商標登録出願日に又は該当する場合は商標登録出願に関して主張された優先権の優先日に、パリ条約第6条の2の「周知」の意味で関係する加盟国において周知である商標

(3) 更に次の場合、商標は登録されず、又は登録された場合は無効宣言される。

(a) 先の商標が登録出願されている又は商標が登録されている加盟国において著名又はEU商標においては連合で著名の場合であって、正当な理由のない後の商標の使用が先の商標の識別性又は名声を不正に利用しているか又はそれに有害であると考えられる場合において、

出願又は登録されている商品又はサービスが先の商標が登録されている商品又はサービスと同一、類似又は類似でないかに拘らず、商標が先の商標と同一又は類似である場合。

(b) 商標所有者の代理人又は代表者が、所有者の許可なく自己の名義でその登録を出願する。ただし、代理人又は代表者がその行為を正当化する場合はその限りでない。

(c) また、連合法令又は原産地名称及び地理的表示を規定する関係加盟国の法律に従って次のとおりである限りにおいて

(i) 商標登録日又は優先日前に連合法令又は関係加盟国の法律に従って原産地名称又は地理的表示の出願が既になされていた

(ii) 当該原産地名称又は地理的表示が、関連法律に基づいて権利を行使することを許可された者にその法律から生じる後の商標の使用を禁止する権利を付与する。

(4) 如何なる加盟国も次の場合に限り商標は登録されない旨又は登録された場合でも無効宣言される旨を規定することができる。

(a) 業として使用された無登録の標章又は他の標章に対する権利が後続の商標の登録出願日又は後続の商標の登録出願の優先日前に取得され、かつ、その無登録の標章又は他の標章がその所有者に対し後続商標の使用を禁止する権利を付与するとき

(b) 商標の使用が、(2)及び(a)にいう権利以外に、先の権利、特に次の権利により禁止することができるとき

(i) 名称権

(ii) 個人肖像権

(iii) 著作権

(iv) 工業所有権

(c) 商標について、外国で保護されている先の商標と混同の虞があるとき。ただし、出願日において出願人が不正で行動していた場合に限る。

(5) 加盟国は、先の商標又は他の先の権利の所有者が後の商標の登録に同意する場合は、適正な状況においては登録を拒絶する又は商標を無効宣言する責任がない旨を確保する。

(6) 如何なる加盟国も、(1)から(5)までの適用を除外して、指令 89/104/EEC に従うために必要な規定の施行日前にその加盟国において有効な登録拒絶又は無効の理由がその日前に出願されている商標に適用される旨を規定することができる。

第6条 商標の無効又は取消の事後的確定

国内商標又は加盟国で効力を有する国際取極に基づいて登録された商標であって放棄され又は失効に委ねられたものの先順位が、EU 商標について主張される場合は、先順位主張の基礎を提供する商標の無効又は取消は、その商標が放棄され又は失効に委ねられたときにその無効又は取消を宣言することができた筈であることを条件として事後的に確定することができる。そのように場合は、先順位はその効力を停止する。

第7条 商品又はサービスの一部のみに関する拒絶又は無効の理由

商標の登録拒絶又は無効の理由が、当該商標の出願又は登録対象である商品又はサービスの一部のみに関して存在する場合は、登録の拒絶又は無効は当該商品又はサービスのみに係る。

第8条 登録商標の無効宣言を排除する先の商標の識別性又は周知性の欠如

先の商標を基礎とする無効宣言は、次の理由の何れかで後の商標の出願日又は優先日に成功しなかったならば無効宣言申請日に成功しないものとする。

(a) 第4条(1)(b)、(c)又は(d)に従い無効と宣言されるべき先の商標が、第4条(4)にいう識別性をまだ取得していなかった。

(b) 無効宣言の申請が第5条(1)(b)に基づいており先の商標がまだ第5条(1)(b)の意味における混同の虞の判断を裏付けるために十分な識別性のあるものになっていなかった。

(c) 無効宣言の申請が第5条(3)(a)に基づいており先の商標が第5条(3)(a)の意味での周知性をまだ取得していなかった。

第9条 黙諾のための無効宣言の排斥

(1) 加盟国において、第5条(2)又は第5条(3)(a)にいう先の商標の所有者が、その加盟国において登録された後の商標の使用について当該使用を知っていながら連続5年の期間に互り黙諾していた場合は、当該所有者は、当該後の商標の使用の対象である商品又はサービスに関して当該先の商標を基礎として当該後の商標が無効である旨の宣言を申請する権限を最早有さない。ただし、当該後の商標が不正で出願された場合はこの限りでない。

(2) 加盟国は、(1)を第5条(4)(a)又は(b)にいう他の先の権利の所有者に準用する旨を規定することができる。

(3) (1)及び(2)にいう場合において、先の権利が後の商標に対して最早援用されることができないときでも、後の登録商標の所有者は当該先の権利の行使に対し異議を唱えることはできない。

第3節 付与された権利及び限定

第10条 商標により付与される権利

(1) 商標の登録は、それに存在する排他権を所有者に対し付与する。

(2) 登録商標の出願日又は優先日の前に取得された所有者の権利を害することなく、当該登録商標の所有者は、次の場合、自己の承諾を有さないすべての第三者が商品又はサービスに関して業として標章を使用することを防ぐ権限を有する。

(a) その標章が商標と同一であって、商標の登録対象である商品又はサービスと同一である商品又はサービスに関して使用されている場合

(b) 標章が商標と同一又は類似であり、商標の登録対象である商品又はサービスと同一又は類似である商品又はサービスに関して使用されている場合であって、公衆に混同の虞が存在する場合。混同の虞には標章と商標の出所の連想の虞を含む。

(c) 標章が、商標の登録対象である商品又はサービスと同一、類似又は非類似の商品又はサービスに関して使用されているか否かに拘らず、商標と同一又は類似であり、当該商標が加盟国で周知であり、かつ、当該標章の正当な理由のない使用が商標の識別性又は周知性を不正に利用しているか又はそれに有害である場合

(3) 次の事項は、特に、(2)に基づいて禁止することができる。

(a) 標章を商品又はその包装に貼付すること

(b) 標章の下で商品を提供し若しくは市販し、又はこれらの目的で所持し、又はその下でサ

ービスを提供し又は供給すること

- (c) 標章の下で商品を輸入し又は輸出すること
- (d) 標章を商号又は社名若しくは商号又は社名の一部として使用すること
- (e) 標章を商用紙及び広告に使用すること
- (f) 標章を指令 2006/114/EC に反する方法で比較広告に使用すること

(4) 登録商標の出願日又は優先日の前に取得された所有者の権利を害することなく、当該登録商標の所有者はまた、当該商品がその包装を含めて第三国から来るものであり当該商品に関して登録された商標と同一の又は当該商標から本質的な部面で区別することができない商標を許可なく付す場合、当該国で自由な普及に解放されることなく商標が登録されている加盟国に業として商品を持ち込む第三者をすべて防ぐ権限をも有する。

前段落に従っての商標所有者の権限は、規則(EU) No 608/2013 に従って提起された登録商標が侵害されたか否かを決定する手続中に、登録商標の所有者が商品の最終仕向地における市販を禁止する権限を有さないことの証拠が宣言人又は商品の所有者によって提供された場合は失効する。

(5) 加盟国の法律に基づいて、(2) (b) 又は (c) にいう条件に基づく標章の使用が、関係加盟国において指令 89/104/EEC に従うために必要な規定の施行日前は禁止していない場合は、商標によって付与される権利は標章の継続する使用を防ぐために行使することができない。

(6) (1), (2), (3) 及び(5) は、当該標章の正当な理由のない使用が商標の識別性又は周知性を不正に利用しているか又はそれに有害である場合には、商品又はサービスを識別する目的のための使用以外の標章の使用に対抗する保護に関する加盟国における規定を害さない。

第 11 条 包装又は他の手段の使用に関する準備行為を禁止する権利

商標が付けられている包装、ラベル、タグ、保証又は真正の表示又は工夫又は標章を付けることができる他の手段が商品又はサービスに関して使用され、当該使用が第 10 条(2) 及び(3) に基づく商標所有者の権利の侵害を構成する虞がある場合は、当該商標の所有者は次の行為をそれが業としてなされるならば禁止する権利を有する。

- (a) 商標と同一又は類似の標章を包装、ラベル、タグ、保証又は真正の表示又は工夫又は標章を付けることができる他の手段に付けること
- (b) 包装、ラベル、タグ、保証又は真正の表示又は工夫又は標章を付けることができる他の手段を提供又は市販すること又は当該目的のために所持、輸入又は輸出すること

第 12 条 辞書における商標の複製

印刷物又は電子的様式の辞書、百科事典又は類似の参考文献における商標の複製が、それが商標の登録対象である商品又はサービスの固有の名称を構成する印象を与えるときは、その文献の出版者は、商標所有者の請求により、遅滞なく、また印刷様式による文献の場合には少なくとも次号の刊行で、商標の複製にそれが登録商標であることの表示を伴わせることを確保しなければならない。

第 13 条 代理人又は代表者の名義により登録された商標の使用の禁止

(1) 商標が、当該商標の所有者である者の代理人又は代表者の名義で当該所有者の承諾なく登録された場合は、当該商標の所有者は次の事項の何れか又は双方をする権限を有する。

- (a) 自己の代理人又は代表者による商標の使用を阻止する
 - (b) 自己の名義での商標の移転を請求する
- (2) (1)は、代理人又は代表者が自己の行為を正当化する場合は適用されない。

第14条 商標の効果の限定

- (1) 商標は、第三者が業として次の事項を使用することを禁止する権限を所有者に与えるものではない。
- (a) 第三者が自然人である場合における当該第三者の名称又は宛先
 - (b) 標章又は表示であつて識別性のないもの又は商品又はサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地又は商品の生産時期若しくはサービスの提供時期又はその他の特徴を指定するために使用するもの
 - (c) 当該商標の所有者のものとしての商品又はサービスを特定する又は参照する目的のための商標であつて、特に製品又はサービスであつて、用途を表示するために商標の使用が必要なもの、特に付属品又は予備部品
- (2) (1)は、第三者によりなされる使用が商工事項における誠実慣行に従っている場合に限り適用される。
- (3) 商標は、特定の地域においてのみ適用される先の権利であつてその権利が当該加盟国により認められており当該権利の使用がそれを認める地域に限定される場合には、その権利を第三者が業として使用することを禁止する権限を所有者に与えるものではない。

第15条 商標により付与された権利の消尽

- (1) 商標は、所有者により又はその同意を得て当該商標の下で連合域内において市販されている商品に関して、その使用を禁止する権限を所有者に付与するものではない。
- (2) (1)は、所有者が当該商品の更なる商業化に反対する正当な理由が存在する場合、特に商品の状態についてそれらが市販された後に変化し又は悪化した場合は、適用しない。

第16条 商標の使用

- (1) 登録手続の完了の日後5年の期間内に、所有者が商標の登録の対象である商品又はサービスに関連して加盟国においてその商標を真正な使用に供さなかった場合又は当該使用が5年の期間連続して中止されていた場合は、不使用に正当な理由が存在しない限り、当該商標は第17条、第19条(1)、第44条(1)及び(2)並びに第46条(3)及び(4)に規定された限定と制裁を受ける。
- (2) 加盟国が登録後の異議申立手続を規定する場合は、(1)にいう5年の期間は商標が最早異議申立することができなくなる日から、又は異議申立が提起された場合は異議申立手続を終結させる決定が最終となった若しくは異議申立が取り下げられた日から起算する。
- (3) 国際取極に基づいて登録され加盟国で効力を有する商標に関しては、(1)にいう5年の期間は、商標が最早拒絶又は異議申立することができない日から起算する。異議申立が提起され又は絶対的若しくは相対的理由に対する拒絶が通知された場合は、期間は異議申立手続を終了させる決定又は拒絶の絶対的又は相対的理由に対する決定が最終となった又は異議申立が取り下げられた日から起算される。
- (4) (1)及び(2)にいう5年期間の開始日は、登録簿に記入される。

(5) 次のものも、(1)の意味における使用を構成する。

(a) 商標が登録された際の形態における当該商標の識別性を変更しない要素において異なる形態での商標の使用であって、使用されている形態での商標も所有者の名義で登録されているか否かを問わない。

(b) 関係加盟国において輸出目的に限り商品又はその包装に商標を貼付すること

(6) 所有者の承諾を得ての商標の使用は、所有者による使用を構成するものとみなされる。

第 17 条 侵害手続における抗弁としての不使用

商標所有者は、所有者の権利が侵害手続が提起されたときに第 19 条に従い取消されるべきものとされない限りにおいて標章の使用を禁止する権限を有する。被提起人が請求する場合は、商標所有者は手続の提起日に先立つ 5 年期間の間に、第 16 条に規定のように商標が登録されている対象であり手続の裏付けとして引用されている商品又はサービスに関して真正な使用に供されたことの、又は不使用の正当な理由があることの証拠を提供しなければならない。ただし、手続提起日において商標登録手続の完了後 5 年以上であることを条件とする。

第 18 条 侵害手続における抗弁としての後の登録商標所有者の参加権

(1) 侵害手続において、商標所有者は当該後の商標が第 8 条、第 9 条(1)若しくは(2)又は第 46 条(3)に従い無効を宣言されない筈のものである場合は、後の登録商標の使用を禁止する権限を有さない。

(2) 侵害手続において、商標所有者は、当該後の商標が規則(EC)No. 207/2009 の第 53 条(1)、(3)若しくは(4)、第 54 条(1)若しくは(2)又は第 57 条(2)に従い無効を宣言される筈がない場合は、後に登録された EU 商標の使用を禁止する権限を有さない。

(3) 商標所有者が、(1)又は(2)に従い後に登録された EU 商標の使用を禁止する権限を有さない場合は、当該後に登録された商標の所有者は、侵害手続において先の商標の使用を、当該先の権利が後の商標に対して最早援用することができないといえども、禁止する権限を有さない。

第 4 節 商標権の取消

第 19 条 取消の理由としての真正な使用の欠如

(1) 商標は、その登録対象である商品又はサービスに関連して加盟国において 5 年の連続期間内に真正な使用に供されておらず、かつ、不使用についての正当な理由が存在しない場合は、取り消されるべきものとする。

(2) 当該 5 年の期間満了と取消申請の提出との間の期間中に商標の真正な使用が開始し又は再開された場合は、何人も、商標における所有者の権利を取り消すよう主張することができない。

(3) 早くとも不使用の 5 年の連続期間満了時に開始した取消申請提出に先行する 3 月の期間内における使用の開始又は再開は、取消申請が提出され得ることを所有者が知った後初めてその開始又は再開の準備が起こった場合は、これが無視される。

第 20 条 取消理由としての普通名称又は誤認させる表示になった商標

商標は、それが登録された日後、次の場合、取り消されるべきものとする。

- (a) 所有者の行為又は無為の結果として、商標がその登録対象である製品又はサービスについての取引上の普通名称になっている場合
- (b) 商標登録の対象である商品又はサービスに関して商標所有者による又はその同意を得た商標の使用の結果として、商標が特にそれら商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して公衆を誤認させる虞がある場合

第 21 条 商品又はサービスの一部のみに関する取消

商標取消の理由が商品又はサービスの一部のみに関して存在する場合は、取消は当該商品又はサービスのみに係る。

第 5 節 財産権の対象としての商標

第 22 条 登録商標の移転

- (1) 商標は、その登録対象である商品又はサービスの一部又はすべてに関して、事業体の移転とは別個に移転することができる。
- (2) 事業体全体の移転は、契約又は状況で明瞭に移転しない旨規定する場合を除いて商標の移転を含む。本規定は、事業体を移転する契約上の義務に適用される。
- (3) 加盟国は、その登録簿に移転の記録を見込む手続を整備する。

第 23 条 物権

- (1) 商標は、事業体とは独立して担保とする又は物権の対象とすることができる。
- (2) 加盟国は、その登録簿に物権の記録を見込む手続を整備する。

第 24 条 差押

- (1) 商標は、差押することができる。
- (2) 加盟国は、その登録簿に差押の記録を見込む手続を整備する。

第 25 条 ライセンス

- (1) 商標は、その登録対象である商品又はサービスの一部又は全部について、かつ、関係加盟国の全域又は一部地域についてライセンスを許諾することができる。ライセンスは排他的又は非排他的とすることができる。
- (2) 商標所有者は、次のものに関して、その者のライセンス許諾契約における何らかの規定に違反する使用権者に対し、当該商標により付与された権利を援用することができる。
 - (a) その期間
 - (b) 登録の対象である形態であって、その形態により商標を使用することができるもの
 - (c) ライセンスの許諾対象である商品又はサービスの範囲
 - (d) 商標を貼付することができる領域、又は
 - (e) 使用権者により製造された商品又は提供されたサービスの品質
- (3) ライセンス許諾契約の規定を害することなく、使用権者は、所有者が承諾する場合に限

り、商標の侵害手続を提起することができる。ただし、排他的ライセンスの所有者は、正式通知の後、商標所有者が本人で適正な期間内に侵害手続を提起しないときは、当該手続を提起することができる。

(4) 使用権者は、本人が受けた損害の補償を得る目的で、商標所有者によって提起された侵害手続に参加する権限を有する。

(5) 加盟国は、その登録簿にライセンスの記録を見込む手続を整備する。

第 26 条 財産権の対象としての商標の出願

第 22 条から第 25 条までが、商標出願に適用される。

第 6 節 保証又は証明商標及び団体商標

第 27 条 定義

本指令の適用上、次の定義を適用する。

(a) 「保証又は証明商標」は、その標章が商品の材料、製造方法又はサービスの内容、品質、正確さ若しくは他の特徴に関して標章の所有者によって証明される商品又はサービスをそのように証明されない商品及びサービスから識別するために適用される商標をいう。

(b) 「団体商標」は、その標章が標章の所有者である組合の構成員の商品又はサービスを他の事業体の商品又はサービスから識別するために適用される商標をいう。

第 28 条 保証又は証明商標

(1) 加盟国は、保証又は証明商標の登録を規定することができる。

(2) 公法によって管轄される機関、当局及び団体を含む自然人又は法人は、当該人が証明された商品又はサービスの供給に係る事業を営まないことを条件として、保証又は証明商標を申請することができる。

加盟国は、保証又は証明商標が、出願者が登録すべき商品又はサービスを保証できない場合は登録されない旨規定することができる。

(3) 加盟国は、保証又は証明商標が、それら標章の役割が必要とする場合は、第 4 条、第 19 条及び第 20 条に定めるもの以外の理由で登録されないか又は取消されるか又は無効を宣言される旨を規定することができる。

(4) 第 4 条(1)(c)の適用を除外して、加盟国は取引で商品又はサービスの原産地を指定するために使用することができる標章又は表示が保証又は証明商標を構成することができる旨を規定することができる。当該保証又は証明商標は、所有者に第三者が業として当該標章又は表示を使用することを禁止する権限を与えるものではない。ただし、該第三者が商工事項における誠実慣行に従ってそれらを使用することを条件とする。

特に、当該標章は、地名を使用する権限を有する第三者に対して援用することはできない。

(5) 第 16 条に従っての保証又は証明商標の真正な使用がそれを使用する権限を有する何人かによってなされる場合は、第 16 条に規定の要件が満たさなければならない。

第 29 条 団体商標

(1) 加盟国は団体商標の登録を規定しなければならない。

(2) 製造業者、生産者、サービスの提供者又は取引業者の組合であつて、それらを管轄する法律の条件に基づいて、権利と義務を有する契約をし又は他の法律行為を完遂する、かつ、訴える及び訴えられるための能力を自己の名義で有するもの並びに公法によって管轄される法人は、団体商標を申請することができる。

(3) 第4条(1)(c)の適用を除外して、加盟国は取引で商品又はサービスの原産地を指定するために使用することができる標章又は表示が団体商標を構成することができる旨を規定することができる。当該団体商標は、所有者に第三者が業として当該標章又は表示を使用することを禁止する権限を与えるものではない。ただしこれは第三者が商工事項における誠実慣行に従つてそれらを使用することを条件とする。

特に、当該商標は、地名を使用する権限を有する第三者に対して援用することはできない。

第30条 団体商標の使用に係る規約

(1) 団体商標の申請人は、その使用規約を庁に提出しなければならない。

(2) 使用規約は、少なくとも商標を使用することを許可された者、組合構成員の条件及び制裁を含む商標使用の条件を明記しなければならない。第29条(3)にいう商標の使用規約は、その商品又はサービスが関係地域に産地を有する何人にも商標所有者である組合の構成員になることを許可する。ただし、これはその者が規約の条件を満たすことを条件とする。

第31条 出願の拒絶

(1) 第4条(該当する場合、取引で商品又はサービスの原産地を指定するために使用することができる標章又は表示に関する第4条(1)(c)を除き)及び第5条に規定の商標出願の拒絶理由に加え、また職権で相対的理由の審査を行わない庁の権利を害することなく、団体商標の出願は、第27条(b)、第29条又は第30条の規定が守られない若しくは団体商標の使用規約が公序良俗に反する場合は、拒絶される。

(2) 団体商標の出願はまた、商標の特徴又は意義について公衆が誤認させられる虞がある場合、特に団体商標以外の何かであるように受け取られる虞のある場合は、拒絶される。

(3) 団体商標の使用規約の改正されたとしても、出願人が(1)及び(2)にいう要件を満たす場合は、出願は、拒絶されない。

第32条 団体商標の使用

団体商標の真正な使用がそれを使用する権限を有する何人かによってなされる場合は、第16条の要件が満たされたとみなす。

第33条 団体商標の使用規約の改正

(1) 団体商標の所有者は、改正された使用規約を庁に提出しなければならない。

(2) 使用規約の改正は、改正規約が第30条の要件を満たす又は第31条にいう拒絶理由を含まないものである限り登録簿に記載される。

(3) 本指令の適用上、使用規約の改正は当該改正事項の登録簿への記載日後に限り発効する。

第34条 侵害手続を提起する権限を有する者

(1) 第25条(3)及び(4)は、団体商標を使用する権限を有するすべての者に適用される。

(2) 団体商標の所有者は、商標の無許可使用の結果として損害を受けた者の代わりに補償を請求する権限を有する。

第 35 条 取消の追加理由

第 19 条及び第 20 条に規定の取消理由に加えて、団体商標所有者の権利は次の理由で取消される。

(a) 所有者が、登録簿に記載された改正を含む使用規約に定める使用条件に適合しない方法で商標が使用されることを防ぐために合理的な方策を取らない。

(b) 商標が許可を受けた者により使用されている方法が、第 31 条(2)にいう方法で商標が公衆を誤認させる虞のあるものになっている。

(c) 商標の使用規約の改正が、第 33 条(2)に違反して登録簿に掲載されている。ただし、商標の所有者が、使用規約を更に改正することによって同条の要件を守る場合を除く。

第 36 条 無効の追加理由

第 4 条(該当する場合、取引で商品又はサービスの原産地を指定するために使用することができる標章又は表示に関する第 4 条(1)(c)を除き)及び第 5 条に規定の無効理由に加え、第 31 条に違反して登録されている団体商標は、無効を宣言される。ただし、商標の所有者が使用規約を改正することによって第 31 条の要件を守る場合を除く。

第3章 手続

第1節 出願及び登録

第37条 出願要件

- (1) 商標の登録出願は少なくとも次の各号のすべてを含まなければならない。
 - (a) 登録願書
 - (b) 出願人を特定する情報
 - (c) 登録請求の対象である商品又はサービスの一覧
 - (d) 第3条(b)に記載の要件を満たす商標の見本
- (2) 商標出願は、関係加盟国によって決められた手数料の納付を条件とする。

第38条 出願日

- (1) 商標出願の出願日は、第37条(1)に定める情報を含む書類が出願人によって庁に提出された日とする。
- (2) 加盟国は、それに加えて、出願日の付与は第37条(2)にいう手数料の納付を条件とすることを規定することができる。

第39条 商品及びサービスの指定と分類

- (1) 商標登録の出願対象である商品及びサービスは、1957年6月15日の標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定によって確定された制度に従って分類（「ニース分類」）されなければならない。
- (2) 保護が求められる商品及びサービスは、十分な明瞭性と正確性をもって出願人によって特定されるものとし、そのみを基礎として管轄当局及び事業者が求められる保護の程度を決定することができるようにしなければならない。
- (3) (2)の適用上、ニース分類の分類標目に含まれる一般表示又は他の一般用語は、本条に規定する明瞭性と正確性の必須標準を守る限り使用することができる。
- (4) 不明瞭又は不正確な表示又は用語に関しては、受理することができる語句を出願人が庁がその旨定める期間内に提案しない場合は、庁は出願を拒絶する。
- (5) ニース分類の分類標目の一般表示を含む一般用語の使用は、表示又は用語の文字通りの意味によって明瞭に包含されるすべての商品又はサービスを含むものと解釈される。当該用語又は表示の使用は、そのように理解することができない商品又はサービスに対する要求を含むものと解釈してはならない。
- (6) 出願人が2以上の分類への登録を求める場合は、出願人は、商品及びサービスをニース分類の分類に従って群にまとめ、各群には当該群の商品又はサービスが属する分類番号を先頭に付した上、分類順に提示する。
- (7) 商品及びサービスは、それらがニース分類に基づいて同一の分類に記載されるという理由によって互いに類似するものとみなされてはならない。商品及びサービスは、ニース分類に基づいて相異なる分類に記載されるという理由によって互いに類似でないものとみなされてはならない。

第 40 条 第三者による所見

(1) 加盟国は、製造業者、生産者、サービスの供給者、商社又は消費者を代表する自然人又は法人及びグループ又は機関は、商標の登録前に、如何なる理由で商標が職権で登録されるべきでないかを説明する書面による所見を庁に提出することができる旨を規定することができる。

前段落にいう者及びグループ又は機関は、庁での手続の当事者であってはならない。

(2) (1)にいう理由に加えて、製造業者、生産者、サービスの供給者、商社又は消費者を代表する自然人又は法人及びグループ又は機関は、団体商標が第 31 条(1)及び(2)に基づいて拒絶されるべき特定の理由に基礎をおく書面による所見を庁に提出することができる。本規定は、加盟国において規則が制定されている場合は、証明商標及び保証商標に拡大することができる。

第 41 条 出願及び登録の分割

出願人又は所有者は、庁に宣言を送付して、各分割出願又は登録に原出願又は登録に係る商品又はサービスの範囲内であって当該分割出願又は登録に係るものを表示することによって国内商標出願又は登録を 2 又はそれ以上の別個の出願又は登録に分割することができる。

第 42 条 分類手数料

加盟国は、商標の出願及び更新は第 1 の分類を越える商品及びサービスの各分類について追加手数料の適用を受けることを規定することができる。

第 2 節 異議申立、取消及び無効手続

第 43 条 異議申立手続

(1) 加盟国は、第 5 条に規定の理由による商標出願の登録異議申立についてその庁での効率的、かつ、迅速な管理手続を規定する。

(2) (1)にいう管理手続は、第 5 条(2)及び第 5 条(3) (a)にいう先の商標の所有者及び第 5 条(3) (c)にいう保護された原産地名称又は地理的表示から生じる権利を関連法律に基づいて行使することを許可された者は、異議申立通知を提出する権限を有することを少なくとも規定しなければならない。異議申立通知は、1 又は複数の先の権利(それらすべてが同一の所有者に帰属することを条件とする)を基礎として及び先の権利が保護され又は出願されている商品又はサービスの一部若しくはすべてを基礎として提出することができ、また争う標章が出願されている商品又はサービスの一部若しくはすべてに向けることができる。

(3) 何れの当事者も共同の請求により、異議申立手続で異議申立人と出願人の間の和解の可能性を見込むために最短 2 月を付与される。

第 44 条 異議申立手続における抗弁としての不使用

(1) 第 43 条に従っての異議申立手続において、後の商標の出願日又は優先日に先の商標が第 16 条に規定された真正な使用に供されていない5 年期間が満了していた場合は、後の商標出願人の請求があれば、異議申立の通知を出した先の商標の所有者は先の商標が第 16 条に規定のように後の商標の出願日又は優先日に先立つ 5 年期間に真正な使用に

供されたこと又は不使用の適正な理由が存在したことの証拠を提供しなければならない。この旨の証拠がない場合は、異議申立は却下される。

(2) 先の商標が登録対象の商品又はサービスの一部のみに関して使用されているときは、(1)に規定の異議申立の審理の適用上、当該先の商標は商品又はサービスの当該一部に関するのみ登録されているものとみなされる。

(3) (1)及び(2)は、先の商標がEU商標である場合にも適用される。その場合は、EU商標の真正な使用は、規則(EC)No. 207/2009の第15条に従って決定される。

第45条 取消又は無効宣言の手続

(1) 裁判所への審判請求の当事者の権利を害することなく、加盟国は、商標の無効宣言について当該国の庁における効率的で迅速な管理手続を規定しなければならない。

(2) 取消の管理手続は、商標が第19条及び第20条に規定の理由によって取消されることになる旨を規定しなければならない。

(3) 無効の管理手続は、商標は少なくとも次の理由で無効宣言される旨を規定しなければならない。

(a) 商標は、第4条に規定の要件を守らないことを理由として登録されるべきでなかった。

(b) 商標は、第5条(1)から(3)までの意味の先の権利の存在を理由として登録されるべきでなかった。

(4) 管理手続は、少なくとも次の者は取消又は無効宣言を申請する権限を有することを規定しなければならない。

(a) (2)及び(3)(a)の場合に、自然人又は法人及び製造業者、生産者、サービスの供給者、商社又は消費者の利益を代表する目的で設立されたグループ又は機関であって、それを管轄する法律の条件に基づいて自己の名義で訴える又は訴えを受ける能力を有するもの

(b) (3)(b)の場合に、第5条(2)及び第5条(3)(a)にいう先の商標の所有者並びに第5条(3)(c)にいう保護された原産地名称又は地理的表示から生じる権利を行使することを関連法律に基づいて許可されている者

(5) 取消又は無効宣言の申請は、争われる標章が登録されている商品又はサービスの一部又はすべてに向けることができる。

(6) 無効宣言の申請は、1又は複数の先の権利(ただし、それらすべてが同一の所有者に帰属することを条件とする。)を基礎として提出することができる。

第46条 無効宣言を求める手続における抗弁としての不使用

(1) 先の出願日又は優先日を有する登録商標に基礎をおく無効宣言の手続において、後の商標の所有者が求める場合は、先の商標の所有者は無効宣言の申請日に先立つ5年期間の間に第16条に規定のようにその登録対象であり当該申請の裏付けとして引用されている商品又はサービスに関して先の商標が真正な使用に供されていること又は不使用の適正な理由があることの証拠を提供しなければならない。ただし、先の商標の登録手続完了が無効宣言の申請時点で5年以上になることを条件とする。

(2) 後の商標の出願日又は優先日に、第16条に規定のように先の商標が真正な使用に供されているべき5年期間が満了している場合は、先の商標の所有者は、(1)で求められる証拠に加えて商標が出願日又は優先日に先立つ5年期間内に真正な使用に供されたこと又は不使用

の適正な理由が存在したことの証拠を提供しなければならない。

(3) (1)及び(2)にいう証拠がない場合は、先の商標を基礎とする無効宣言の申請は却下される。

(4) 先の商標が登録対象の商品又はサービスの一部のみに関して第 16 条に従って使用されているときは、無効宣言の申請の審理の目的上、当該先の商標は商品又はサービスの当該一部に関してのみ登録されているものとみなされる。

(5) (1)から(4)までは、先の商標が EU 商標である場合にも適用される。その場合は、EU 商標の真正な使用は、規則(EC)No. 207/2009 の第 15 条に従って決定される。

第 47 条 取消及び無効の結果

(1) 登録商標は、取消の申請日後、取消された所有者の権利の限りにおいて本指令に規定の効力を有さなかったものとみなされる。当事者の 1 の請求により、取消理由の 1 が発生した先の日時を取消申請の決定において定めることができる。

(2) 登録商標は、無効宣言をされた商標の限りにおいて本指令に規定の効力を最初から有さなかったものとみなされる。

第 3 節 登録の期間及び更新

第 48 条 登録期間

(1) 商標は、出願日から 10 年間登録される。

(2) 登録は、第 49 条に従って更に 10 年単位で更新することができる。

第 49 条 更新

(1) 商標の登録は、商標の所有者又は法律若しくは契約によってそのように許可されている者の請求によって、更新手数料が納付されることを条件として更新される。加盟国は、更新手数料の受領が当該請求を構成するものとみなされることを規定することができる。

(2) 庁は、登録の満了を当該満了の少なくとも 6 月前に所有者に通知する。庁は、当該通知をすることができなかつたときは責任を問われない。

(3) 登録満了の直前、少なくとも 6 月の期間内に更新請求書を提出し更新手数料を納付しなければならない。これができないときは、登録又は更新の満了後の更なる 6 月期間内に当該請求書を提出することができる。更新手数料及び追加手数料は当該追加期間内に納めなければならない。

(4) 商標登録の対象である商品又はサービスの一部のみに関して請求が出され又は手数料が納められる場合は、登録は当該商品又はサービスについてのみ更新される。

(5) 更新は現存の登録が満了する日に続く日から発効する。更新は登録簿に記載されなければならない。

第 4 節 庁との通信

第 50 条 庁との通信

手続の当事者又は任命されている場合はその代理人は、庁とのすべての正式通信のための正

式の送達宛先を指定しなければならない。加盟国は、そのような正式の送達宛先が欧州経済地域に位置することを求める。

第4章 管理協力

第51条 商標登録及び管理における協力

各庁は、商標の審査及び登録に関して実務と道具の集約を促進するために相互にまた欧州連合知的所有権庁と効果的に協力することを自由とする。

第52条 他の分野での協力

各庁は、連合における商標保護に関連するものであって第51条にいうもの以外のすべての活動分野において、相互にまた欧州連合知的所有権庁と効果的に協力することを自由とする。

第5章 最終規定

第53条 情報保護

本指令の枠内で加盟国において行われる個人情報の処理は、指令 95/46/EC を施行する国内法に従うことを条件とする。

第54条 転置

(1) 加盟国は、第3条から第6条、第8条から第14条まで、第16条、第17条及び第18条、第22条から第39条まで、第41条、第43条から第50条までを遵守するために必要な法律、規則及び管理規定を2019年1月14日までに施行しなければならない。加盟国は、第45条を遵守するために法律、規則及び管理規定を2023年1月14日までに施行しなければならない。諸加盟国は、当該措置の本文を委員会に直ちに伝達しなければならない。

加盟国が当該措置を採択するときは、その措置には本指令への参照符号を含めるか又はその正式公告のときにそのような参照符号を添えなければならない。それら措置にはまた、現行法律、規則及び管理規則における本指令への言及は、本指令によって廃止される指令への言及と解釈する旨の陳述も含めなければならない。加盟国は、当該言及がどのようなようになされるか及び当該陳述がどのような様式でなされるかを決定する。

(2) 諸加盟国は、本指令によって管轄される分野において当該国が採択する国内法の主要規定の文言を委員会に通知しなければならない。

第55条 廃止

指令 2008/95/EC は、指令 2008/95/EC の付表 I, B 部に規定した指令 89/104/EEC の国内法への転置についての期限に関する加盟国の義務を害することなく、2019年1月15日付で廃止する。

廃止指令への言及は、本指令への言及であると解釈し、かつ、付表の相関関係表に従って読み替える。

第56条 施行

本指令は、欧州連合公報によるその公告日後20日目に施行する。

第1条、第7条、第15条、第19条、第20条、第21条及び第54条から第57条までは、2019年1月15日から適用される。

第57条 宛先

本指令は、加盟国に宛てたものである。